

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆引越しサービスをめぐるトラブルに注意！
- ◆副業広告がきっかけの出会い系サイトのトラブルに注意！
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（金融広報委員会）



引越しサービスをめぐるトラブルに注意！



相談事例

インターネットで見つけた引越し業者に見積もりを依頼した。すぐに業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールや契約書類を送ると言われるなど、相手のペースで話が進み、よく考えずに了承してしまった。その後、別の業者から見積もりを取り、結果的にそちらと契約を決めたため最初の業者を断ったところ、段ボールの代金と送料を請求された。どうすればよいか。

★アドバイス★

- 引越し業者を選ぶ際は、複数の業者から見積もりを取り、作業員数や補償等、価格以外の条件についてもよく検討することが大切です。
- 契約時は、見積書を受け取るとともに必ず約款を確認し、疑問点があれば事業者に聞きましょう。
- 梱包用の段ボールの返送料等をめぐり、トラブルになることがあります。契約先が確定する前には受け取らないようにしましょう。
- 紛失や損傷がある場合は事業者に速やかに連絡する必要があります。引越しが完了したらすぐに荷物の状態等を確認しましょう。
- 困ったときには、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



副業広告がきっかけの出会い系サイトのトラブルに注意！

相談事例

インターネットで「相手の相談にのるだけで報酬がもらえる」という副業サイトの広告を見つけ登録したところ、「相手と連絡を取るためには本登録する必要がある」と言われ、出会い系サイトへ案内され、本登録料として電子マネーで5千円を支払った。さらに、報酬を受け取るためにお金が必要と言われたので支払った。次々とお金が請求されるが、報酬がもらえない。

★アドバイス★

- このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すためなど様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいがちです。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。

消費生活相談窓口

インターネットからの電子申請による相談受付を始めました！

申請はこちらから→



宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！

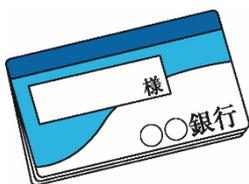
必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安（3K）「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者の見守りは、変化に「気づき」、「声かけ」をし、「相談窓口につなぐ」ことが重要です。



健康の不安



お金の不安



孤独への不安

1. 見守りから相談までの流れ

(1) 気づき

「あれ…？」



- ・不審な契約書や請求書、見慣れないカタログやパンフレットなどがないか。
 - ・新品のふとんや健康食品など、同じような商品が大量にないか。
 - ・電話口で困ってないか。
- など…

(2) 声かけ

上から目線や問い詰め口調は NG です。寄り添う気持ちで声掛けしましょう。



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など

(3) 相談窓口につなぐ

地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通して相談することもできます。



「相談してみませんか？」



2. トラブルを防止するための目頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 留守番電話、通話録音装置などの防犯機能が付いた電話機を利用する方法もあります。
- (3) 認知症などの症状がみられる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。



高齢者の消費者トラブルを防ぐのは、家族や地域の皆様の見守りです！



- ❖ 2月号では、「新成人」のための人生とお金の知恵として、「収入>支出」にしましょう！について取り上げました。既に成人を迎えている方も一緒に学んでいきます。

- ❖ 今回のテーマは、「複利の力」を知りましょう！

お金には、利子（金利）がつきます。

「利子にもまた利子がつく」ことを「複利」といいます。



- 100万円を年利3%で銀行に1年預けると → 103万円になる！
- 103万円を年利3%でもう1年預けると → 106万900円になる！
1年目の利子3万円にも2年目に3%の金利がつきます。

- ❖ 金利が高いほど、また期間が長いほど、「複利の力」が大きく働き、お金はどんどん増えていきます。

- ❖ お金を運用するときは、「複利の力」を意識しましょう。

金利3%でお金を運用できたら、
「 $72 \div 3 = 24$ 」だから
24年で2倍にできるね！！



「72の法則」を使いましょう！

- お金が2倍になる年数がすぐに分かる便利な算式です。
- 「 $72 \div \text{金利}$ 」を計算すれば、もとのお金が2倍になる年数が出てきます（概算です）。

$$72 \div \text{金利} \approx \text{お金が2倍になる年数}$$

※ここでの「金利」は複利です。

（1年ごとに利子にも利子がつくと想定）



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターの
Facebookを
開設しました！

